㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科七貴六四三八の一、六四三八の三、六四五一、長野市中条字境ノ沢四九六一、四九六四、四九七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町上日名字金屋二四八一、字高妻二五一五、字山空ヲンジ二五一九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字大肥字真弓谷一五三の二（次の図に示す部分に限る。）、一五三の四七、二四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村長島二八六の一、三六〇、高森町牛牧二八五八の六、東筑摩郡生坂村四九八六、四九八七、四九九〇、四九九四、五〇〇一から五〇〇七まで、五〇〇八のイ、五〇〇八のハ、五〇〇八のニ、五〇一一、五〇一二、五〇一三のイ、五〇一三のロ、五〇一四、五〇一八、五〇一九のイ、五〇一九のロ、五〇二〇のイ、五〇二〇のロ、五〇二一、五〇二二のイ、五〇二四、五一八三のイ、五一八三のロ、五一八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡松川村字南一ノ沢三二七一のイ、三二七一のロ、字北一ノ沢三二七二のリ、三二七二のタ、三二七三のレ、字二ノ沢三二七三のロ、三二七三のハ、字南平道三二八六のリ、三二八六のヌ、三二八六のル、三二八六のヲ、三二八六のワ、三二八六のカ、三二八六のヨ、三二八六のタ、三二八六のレ、三二八六のソ、三二八六のツ、三二八六のナ、三二八六のラ、三二八六のム、三二八六のウ、三二八六のケ、三二八六のフ、三二八六のコ、三二八六のエ、三二八六のテ、三二八六のア、三二八六のサ、三二八六のキ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須字栃山一〇八八の四一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字栃山一〇八八の四一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県鳥羽市菅島町字城山一一二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。）